

公立大学法人神戸市看護大学職員の育児休業等に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第51号

第1条 公立大学法人神戸市看護大学職員の育児休業等に関する規程（2019年4月1日規程第56号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
<p>(育児休業終了予定日の変更)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項第7号から第9号まで及び _____ 第12号に掲げる事由が生じたときは、再度の変更の申出をすることができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第11条から _____。</p> <p>(育児部分休暇)</p> <p>第23条の2 職員（育児短時間勤務職員を除く。以下同じ。）は、理事長の承認を受けて、当該職員がその小学校就学の始期に達する日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「育児部分休暇」という。）ができる。</p> <p>2 規程第20条第2項から第5項及び第21条から第23条までの規定は育児部分休暇について準用する。</p>

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員の介護休業に関する規程（2019年4月1日規程第57号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
<p>(介護休業することができない職員)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する職員は、介護休業をすることができない。</p> <p>(1) <u>雇用期間を定めて雇用される職員（次のいずれにも該当するものを除く。）</u></p> <p>ア <u>公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）に引き続き雇用された期間が1年以上である者</u></p> <p>イ <u>介護休業を開始しようとする期間</u></p>	<p>(1) <u>雇用期間を定めて雇用される職員で、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）から起算して93月分日を経過する日から6月を経過する日までに、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかである者</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(改正前)	(改正後)
<p>の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）から起算して93月分日を経過する日から6月を経過する日まで、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者</p> <p>(2) 略</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

第3条 公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（2019年4月1日規程第54号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
<p>（正規の勤務時間以外の勤務の免除）</p> <p>第18条 理事長は、<u>3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合においては、正規の勤務時間を超えて勤務させないものとする。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第21条 1～3 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;"><u>小学校就学の始期に達するまでの子</u></p> <p>4 理事長は、<u>年次有給休暇を10日以上付与された職員に対して、付与日（職員が年次有給休暇を取得する権利が発生した日をいう。）から1年以内の期間に、その職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を指定して与えなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、職員が第3項に基づき取得した年次有給休暇の日数分については、理事長は時季を指定して職員に対して年次有給休暇を与えることを要しない。</u></p>

第4条 公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（2019年4月1日規程第55号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>（正規の勤務時間以外の勤務の免除）</p> <p>第18条 理事長は、<u>3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合においては、正規の勤務時間を超えて勤務させないものとする。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第21条 1～2 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>小学校就学の始期に達するまでの子</u></p> <p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p>

(改正前)	(改正後)
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p data-bbox="826 237 1445 506">3 <u>理事長は、年次有給休暇を10日以上付与された職員に対して、付与日（職員が年次有給休暇を取得する権利が発生した日をいう。）から1年以内の期間に、その職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を指定して与えなければならない。</u></p> <p data-bbox="826 551 1445 701">4 <u>前項の規定にかかわらず、職員が第3項に基づき取得した年次有給休暇の日数分については、理事長は時季を指定して職員に対して年次有給休暇を与えることを要しない。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。